

鳥取縣公報

規 則

◇鳥取縣規則第十號の二

古物商取締法施行規則を次のように定める。

昭和二十三年三月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

古物商取締法施行規則

第一條 古物商取締法（以下法という）第二條及第四條の免許を受けようとする者は次の事項を記載した願書を所轄公安委員會に提出しなければならない。

- 一、本籍、住所、氏名、年齢、職業及經歷の概要
- 二、營業所又は店舗の所在地
- 三、行商の場合はその地域
- 四、營業物品の種類

第二條 營業物品の種類を變更し又は増加しようとする

昭和二十三年三月七日 外 日 曜 日

本書ノ大ニハ國定規格A列5

者は其の物品の種類を記載し所轄公安委員會に届出しなければならない。

第三條 古物商取締法細則（以下細則という）第三條により管理人の届出には次の事項を記載しなければならない。

- 一、管理人の本籍、住所、氏名、年齢、職業
- 二、管理する營業所又は店舗の名稱
- 三、法第十五條に抵觸して居ない者であるという表示
- 第四條 管理人が住所、氏名を變更したときは十日以内
- に所轄公安委員會に届出なければならない。
- 第五條 細則第八條の鑑札を受けようとする者は第一號

様式によつて自己家屬、雇人の區別を所定の用材に記載しこれに所轄公安委員會の檢印を受けなければならない。

第六條 露店、鑑札は其の店頭に標出しなければならない。

00861

00860

00862

00861

00860

第七條 免許證鑑札を失つたときは所轄公安委員會に届出て再交付を受けなければならない。

第八條 細則第四條の届出には免許證並鑑札を添付しなければならない。

第九條 法第四條二項の届出には買受讓を受けた品目の外品質、員數、代價、年月日及賣主讓主の住所氏名を記載しなければならぬ。

第十條 法第十一條の帳簿は第二號様式によらなければならない。

第十一條 前條の帳簿は新調の都度表紙の裏面に紙數を記載しこれに所轄警察署長の検印を受けなければならない。

第十二條 其の紙數を増減しようとするときも同様である。

第十三條 品觸寫書は日附の順序に従い其の都度別冊に綴込み保管しなければならない。

第十四條 營業品には帳簿の番號を表示しなければならない。

第十四條 警察官並警察吏員は何時でも營業者について物品帳簿の検査をすることができる。

第十五條 營業者の組合を設けたときは代表者によつて組合員の氏名、組合規程書等を所轄公安委員會に届出しなければならない。届出した事項に變更を生じたときも同様である。

第十六條 この規則によつて公安委員會に提出する書類は所轄警察署長を経由しなければならない。

附 則

この規則は公布の日からこれを施行する。

明治二十八年八月鳥取縣令第四十六號はこれを廢止する。

第一號様式

公安委員會の印	本籍
住所	道真書畫
古物商	書籍鐵銅
氏名	何々氏
(生年月日)	

備考一、家族、雇人の免許證は、業者の氏名を肩書すること。

二、行商に用ゆるものは縦四寸、巾二寸五分、露店に用ゆるものは縦一尺二寸、巾四寸以上に調整すること。

第二號様式

番号	相手人及其代人取次人	物品の種類	金	賣渡、讓渡、交換その他處	金
日	住所氏名	名稱、品質	額	年月日	額
	模様、員數			相手人住所氏名	

備考一、對手人の住所氏名は賣主、讓主を記入すること。

二、品目記入欄には品質、模様、員數を詳細に記入すること。

三、衣類の解崩品又は其の解崩品を以て更に衣類を作り商品とした時は第三欄對手人住所氏名欄に何年何號解崩品と記載し、前に記載該當欄に何年何號に轉載することを記入し置くこと。

鳥取縣規則第十號の三
質屋取締法施行規則を次のように定める。

昭和二十三年三月七日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

質屋取締法施行規則

第一條 質屋取締法(以下法という)第一條の免許を受けようとする者は次の事項を記載した願書を所轄公安委員會に提出しなければならない。

- 一、本籍、住所、氏名、年齢、職業及經歷の概要
- 二、店舗並に支店の所在地

第二條 質屋取締法細則(以下細則という)第二條による管理人の届出には次の事項を記載しなければならない。

- 一、管理人の本籍、住所、氏名、年齢、職業
- 二、管理しようとする支店の名稱、所在地
- 三、法第十九條に抵觸して居ない者であるという表示

第三條 管理人が住所、氏名を變更したときは十日以内所轄公安委員會に届出しなければならない。

00863

第四條 免許證を失つたときは所轄公安委員會に届出て再交付を受けなければならない。
 第五條 細則第三條の届出には免許證を添付しなければならない。

第六條 法第六條の事項は免許後十日以内に所轄公安委員會に届出なければならない。
 その事項を變更したときも同様である。

第七條 法第五條の帳簿は第一號様式の質屋臺帳及流質品賣渡し臺帳とする。

第八條 前條の帳簿は新調の都度表紙の裏面に紙數を記載しこれに所轄警察署長の檢印を受けなければならない。
 その紙數を増減しようとするときも同様である。

第九條 品觸寫書は日附の順序に従い其の都度別冊に綴り込み保管しなければならない。

第十條 法第五條の質札及通帳は第二號、第三號様式によらなければならない。
 第十一條 質物には帳簿の番號を明示しなければならない

第十二條 警察官並警察吏員は何時でも營業者について物品、帳簿の検査をすることが出来る。
 第十三條 營業者の組合を設けたときは代表者によつて組合員の氏名、組合規約書を所轄公安委員會に届出なければならない。
 届出した事項に變更を生じたときも同様である。

第十四條 この規則によつて公安委員會に提出する書類は所轄警察署長を経由しなければならない。
 附 則

この規則は公布の日からこれを施行する。
 明治二十八年八月鳥取縣令第四十七號はこれを廢止する。
 第一號様式
 其の一(質物臺帳)(用紙美濃紙)

番號	質置主及其の代理人住所氏名	入質品の種類、名稱、品目數計	賃金額	受戻、流質及賣渡の年月日
月日	住所氏名	質、模、樣、員、數	賃金額	年月日

00864

備考 品質記入欄は同一種類のものに限り適宜員數を併記することが出来る。

其二(流質品賣渡帳)

番號	買主及讓受主の住所氏名	賣渡、讓受品の名稱、員數	員數計	代價
月日	住所氏名	名稱、員數	員數計	代價

備考 番號は質物臺帳に記載したる番號と符合せしむるものとす。

第二號様式(用紙寸法適宜)

第何號	何年何月何日	質置主 氏名
一金 何圓		
メ何点		

番號は質物臺帳の番號を用ゐること。

裏 何郡(市)何町(村) 大字何番地 屋號質屋 何の誰

質屋取締法第六條の事項を記入すること
 六條の事故を何郡(市)何町(村) 大字何番地質屋何の誰支店管理人と記し捺印すること

第三號様式(用紙寸法適宜)

昭何年何月起	何郡(市)何町(村) 大字何番地
質物通帳	屋號 質屋 何の誰
質屋主 支店よ	發するものは何郡(市)何町(村) 大字何番地質屋何の誰支店管理人と記し捺印すること

裏 質屋取締法第六條の事項を記入すること

何年何月何日

第何號

一金何圓何拾錢

一、黒博多帶

一、.....

× 二点

何年何月何日

一金何 圓

一、.....

× 何点

一、番號は質物臺帳の番號を用うること。

二、質入年月日及質置主の氏名は質札の裏面に記入するも支障なし。

一枚 一筋

昭和二十三年三月七日印刷
昭和二十三年三月七日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町



公 告

心資格審査結果公告第二十二号

自昭和二十二年二月十六日
至昭和二十三年二月二十九日

昭和二十三年三月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、この表は、昭和二十二年勅令第一號乃至第三號及び同年閣令内務省令第一號の規定による鳥取縣公職適否審査委員會の資格審査の結果である。

二、この表は最も廣く公表するものである。市町村役場がこの公報を受けたならば、直ちにこれを掲示する。この掲示は少くとも一ヶ月間繼續し次回の公報を受け取つたときはこれと取換えるものである。取換えた公報はこれを破棄することなく、公衆の参照に供し得るように市町村役場に編綴保存する。

昭和二十三年三月七日

外 日 欄

本書ノ次キナハ別紙規格A列5

三、この表に掲載されたものであつて、資格審査の完了した者の調査表は中央公職適否審査委員會事務所又は鳥取縣若しくは市の公職適否審査委員會事務所において公衆が閲覧できる。何人でも要求すれば前項の調査表を自由に閲覧することができる。

四、結 果

鳥取縣公職適否審査委員會（鳥取市東町鳥取縣廳内）

審査人員數 三八名

非該當決定人員數 二八名

審査を受けた公職及びその氏名

○農地委員會委員

- 中本 慶治（縣 村） 坂本 伸藏（下北條村）
- 田中 弘保（下北條村） 山口 一（下北條村）

00867

33300

根鈴信太郎(下北條村) 守山 壽男(下北條村)

笠井 昌 岸本 隆吉 戸田 實

○新制中學校事務官

權田 操 福田進之助

○村主要公職者

中島 正友(東村)

○政黨主要公職者(社會黨)

藤原 竹應 生田 勝美 長住武義

庄司 敬敬 平田 賢 浦瀬 馨

○選舉管理委員補充員(赤碓町)

隱岐 正義 山白 鹿藏

○鳥取縣勞働委員會委員

寺田 猛男 池澤 常一 高橋要三郎

○縣任命豫定者

濱坂 耐 山下源太郎 上村 重雄

入江 實夫 岡本 貞藏 徳安 春美

押村 行 澤田 正行 谷口 治

龜山 久之 吉田道太郎 佐伯 甲二

中村 幸信 奥 透 絹見 高義

昭和二十三年三月七日印刷
昭和二十三年三月七日發行

鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日)
(第三種郵便物認可)

發行所 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町



本部訓令

○鳥取縣本部訓令第二號

本部 一般
地區 警察署

國家地方警察鳥取縣地區警察署の位置名稱及び管轄區域

昭和二十三年三月七日
外 日 曜 日

を次の通り定め公布の日からこれを施行する。

昭和二十三年三月七日

國家地方警察鳥取縣本部

警察長 赤 田 正 雄

名 稱 位 置 管 轄 區 域

岩井地區警察署 岩美郡岩井町大字岩井

岩美郡の中 福部村、大岩村、本庄村、小田村、網代村、瀧富町、田後村、東村、岩井町、蒲生村

東部地區同 鳥取市藤片原町

岩美郡の中 米里村、宇倍野村、成繁村、大茅村、面影村、津ノ井村、倉田村

氣高郡の中 神戸村、大和村、東郷村、美穂村、大正村、千代水村、吉岡村、大郷村、湖山村、明治村、豊實村、松保村

00869

八頭地區同

八頭郡賀茂村大字郡家
但當分の間
八頭郡河原町大字河原

八頭郡 但若櫻町を除く

竇木地區同

氣高郡竇木村大字竇木

氣高郡の中 末恒村、鹿野町、瑞穂村、竇木村、酒津村、勝谷村、逢坂村、小鷲河村、正條村、日置村、日置谷村、青谷町、勝部村、中郷村

中部地區同

東伯郡上井町大字上井
但當分の間倉者町大字倉吉

東伯郡の中 小鴨村、泊村、橋津村、矢送村、上小鴨村、南谷村、社村、山守村、北谷村、上北條村、高城村、中北條村、竹田村、下北條村、灘手村、三徳村、三朝村、旭村、上井町、小鹿村、西郷村、花見村、東郷村、松崎村、淺津村、舍人村、長瀬村、宇野村

八橋地區同

東伯郡八橋町大字八橋

東伯郡の中 大誠村、由良町、榮村、浦安町、下郷村、上郷村、古布庄村、八橋町、赤碕町、成實村、以西村、安田村、下中山村、上中山村

西部地區同

米子市桃町一丁目

溝口地區同

日野郡溝口町大字溝口

西伯郡 但し境町を除く
日野郡の中 二部村、神奈川村、江尾町、米澤村、溝口町、日光村、八郷村

黒坂地區同

同黒坂町大字黒坂

日野郡の中 黒坂町、大宮村、阿毘縁村、山上村、多里村、日野上村、福榮村、石見村、日野村、根雨町

00800

昭和二十三年三月七日印刷
昭和二十三年三月七日發行

鳥取縣公報

(昭和二十三年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町